

名古屋市介護サービス事業者
連絡研究会
令和4年6月9日
健康福祉局高齢福祉部
(住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金担当)

令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日）において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度に新たに住民税非課税世帯となった方々に、市町村を通じて1世帯あたり10万円を支給することとなりました（既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象外となります。）。

本市では、地域ケア推進課（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当）において支給の準備を進めるとともに、併せて事業の周知に努めているところです。

つきましては、介護サービス事業者の皆様にも事業のご案内をさせていただくため、別添のとおりチラシを配付します。

ご不明な点等がありましたら、名古屋市臨時特別給付金コールセンターにお問い合わせいただきますようお願いいたします。

名古屋市臨時特別給付金コールセンター

T e l : 0 5 0 - 3 1 3 5 - 3 2 6 0

F a x : 0 5 2 - 2 2 8 - 2 7 7 4

E-mail: kyufukin@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

平日のみ：午前9時～午後5時

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当)

担当：大口